

伊丹市福祉医療費の助成に関する条例及び伊丹市子育て支援のための医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

伊丹市福祉医療費の助成に関する条例及び伊丹市子育て支援のための医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を別記のとおり制定する。

令和8年2月25日提出

伊丹市長 中 田 慎 也

理 由

医療費助成の範囲を拡充するとともに、受給資格の確認方法等について所要の改正を行うため。

伊丹市福祉医療費の助成に関する条例及び伊丹市子育て支援のための医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例（令和8年伊丹市条例第 号）

（伊丹市福祉医療費の助成に関する条例の一部改正）

第1条 伊丹市福祉医療費の助成に関する条例（昭和52年伊丹市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第1条の2第2号中「八十万九千円」を「伊丹市長が規則で定める額」に改める。

第2条第2項第1号及び第2号ア中「80万9,000円」を「規則で定める額」に改める。

第4条第4項に次のただし書を加える。

ただし、医療保険各法に規定する電子資格確認に準じて第2条に規定する受給資格を有する者であることの確認を受けることができる場合は、この限りでない。

第5条第1項中「疾病」の右に「（第2条第1項第7号に規定する者の精神疾患に係る疾病にあつては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第58条の規定により自立支援医療費（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第1条の2第3号に規定する精神通院医療に限る。）の支給を受けられる場合に限る。）」を加え、同項第2号ア及びイ中「（第2条第1項第7号に規定する者にあつては、精神疾患に係る医療以外の医療として市長が認めるものに限る。）」を削る。

（伊丹市子育て支援のための医療費の助成に関する条例の一部改正）

第2条 伊丹市子育て支援のための医療費の助成に関する条例（平成18年伊丹市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第7条に次のただし書を加える。

ただし、医療保険各法に規定する電子資格確認に準じて第3

条に規定する受給資格を有する者であることの確認を受けることができる場合は、この限りでない。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の伊丹市福祉医療費の助成に関する条例及び伊丹市子育て支援のための医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に受けた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。